

社会福祉法人湘南遊愛会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘南遊愛会定款第8条及び第21条に規定された評議員及び役員等の報酬等について定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

- 2 非常勤理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長及び常勤理事の報酬については、別表2のとおりとする。

理事長の勤務は原則週3日とし、法人及び施設運営のための業務、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会等への出席を行う。

常勤理事の勤務は原則週5日とし、理事長を補佐し、法人及び施設運営のための業務、理事会等への出席を行う。

- 2 非常勤理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な旅費は、原則として普通運賃として実費を支給する。

3 宿泊費は1泊当たりの額とし支給する。

4 報酬は、日額とし1泊を要する場合には2日分を支給する。

5 旅費等は原則として、出張終了後適正な領収書等の添付により支払う事とするが、必要により概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(退任慰労金)

第6条 役員等がその役職を退任したときは、別表5により慰労金を支給することができる。ただし、端数の月数は含まないものとする。

(役員の報酬限度額)

第7条 役員の各年度の報酬総額限度額は、定款第21条に基づき25,000,000円とする。

(不服審査)

第8条 評議員及び役員が、本規程において支払われた旅費等に不服があるときは当該年度内において本会に不服審査請求を行うことができる。

本会は、不服審査請求を受けた際は、調査を行ない支払われた旅費について審査を行う。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

社会福祉法人湘南遊愛会役員報酬規程は廃止する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成29年11月13日一部改訂

令和2年9月13日一部改訂

令和3年4月1日一部改訂

令和4年4月12日一部改訂

別表 1 (第 3 条関係)

	対象者	報 酬 日 額	交 通 費
評議員会・理事会等出席報酬	評議員 非常勤理事 監 事	20,046 円	実費弁償

* 常勤理事は支給しない。

別表 2 (第 4 条第 1 項関係)

	報 酬 月 額	交 通 費
理事長報酬	600,000 円	実費弁償
上記以外の常勤理事	500,000 円	実費弁償

別表 3 (第 4 条第 2 項、同条第 3 項関係)

	報 酬 日 額	交 通 費
非常勤理事	20,046 円	実費弁償
監事監査指導報酬等	20,046 円	実費弁償

別表 4 (第 5 条関係)

旅 費	宿泊費 (1 泊)	報 酬 日 額
実 費	実 費	20,046 円

別表 5 (第 6 条関係)

	対象者	就 任 期 間	慰 労 金 額
慰 労 金	評議員	1 年以上、1 年につき	20,000 円／年
	理 事 監 事	1 年以上、1 年につき	20,000 円／年
	理事長	1 年以上、1 年につき	50,000 円／年